

処分基準整理票

処分の内容	費用返還		
根拠法令 及び条項	生活保護法第63条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>生活保護を受給するうえで「利用し得る」資産等を「最低限度の生活の維持のために活用する」ことを要件としている。要保護者に資産等があるが、この資産を直ぐに最低限度の生活の維持のために活用できない事情があり、当面の生活に困窮し最低限度の生活を維持することが困難であるとき、放置すれば生命の危機にかかわる等の要保護者が急迫した状況であるときには、生活保護を開始後に資産等の状況に応じて活用をしていただく。</p> <p>資産を活用し資力が発生したときは、保護開始後に受給をした保護金品に相当する金額の範囲内において福祉事務所で定めた額を返還する。</p>		
処分基準 設定年月日	平成6年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。